

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十二条の二第七号（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正す

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(投資運用業に関する禁止行為) 第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号から第八号の三まで及び次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。</p> <p>八の二 「略」</p> <p>八の三 運用財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について権利者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行うこと。</p>	<p>(投資運用業に関する禁止行為) 第三百三十条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。</p> <p>八の二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

「九〇十五 略」

2 前項（第八号から第八号の三までに係る部分に限る。）の規定は、運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。以下この項において同じ。）について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の運用財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

「3〇6 略」

「九〇十五 同上」

2 前項（第八号及び第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。以下この項において同じ。）について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の運用財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

「3〇6 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)</p> <p>第二百七十一条 法第二百二十三条の第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由を説明し、当該受益者の同意を得て行うものを除く。）。</p> <p>〔七〇九 略〕</p> <p>十 信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行うこと。</p> <p>2 前項（第八号から第十号までに係る部分に限る。）の規定は、信</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)</p> <p>第二百七十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。</p> <p>〔七〇九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>2 前項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、信託財</p>

託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百七十一条第一項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。